

令和2年3月16日

◎土居委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(12時59分開会)

本日の委員会は13日に引き続き、付託事件の審査等についてであります。

港湾・海岸課の説明に入る前に、公園下水道課より訂正事項の申し出がありましたので、これを受けたいと思います。

◎片岡公園下水道課長 誠に申しわけありません。1点訂正事項がございます。金曜日の委員会におきまして、大石委員から単独処理浄化槽の撤去費用に対する補助金の質問があった際に、県内で6市町村しか導入できていませんと答弁したところですが、正確には8市町村で導入済みでした。訂正いたします。

〈港湾・海岸課〉

◎土居委員長 続いて、港湾・海岸課に説明を求めます。

◎小森港湾・海岸課長 それでは、港湾・海岸課の令和2年度当初予算及び令和元年度の補正予算について説明いたします。港湾・海岸課の予算は一般会計と港湾整備事業特別会計があるので、各議案ごとに一般会計、特別会計の順に説明いたします。

最初に、令和2年度の当初予算の一般会計について説明いたします。

資料の②議案説明書（当初予算）の566ページをお願いします。一般会計の歳入予算について、主なものを説明いたします。

科目欄の1つ目、7款分担金及び負担金は、港湾と海岸の交付金事業と県単独事業、直轄事業に係る市町村の負担金です。

次の8款使用料及び手数料は、岸壁などの港湾施設の使用料収入です。

567ページの2行目の9款国庫支出金のうち中段の11目土木費補助金は、港湾と海岸の整備に係る国庫補助金や交付金です。

568ページの14款諸収入の3目過年度収入は、令和元年度より繰り越しします港湾と海岸事業の市町村の負担金などで、2つ下の15款県債は、港湾と海岸事業の県負担額に充てる起債分です。

以上合わせまして、569ページに記載しています港湾・海岸課の令和2年度一般会計歳入当初予算の合計は、68億6,389万8,000円となっています。

続いて、歳出予算について説明いたします。570ページをお願いします。

科目欄の最下段の2目港湾費の右側の説明欄の最下段、港湾施設使用料徴収等委託料は、岸壁などの港湾施設使用料の徴収委託に要する経費を計上しています。

571ページの説明欄4行目の高知港係留施設等管理運営委託料は、高知港での指定管理に係る経費です。

7つ下の4港湾美化対策事業費は、海域での浮遊物の処理や緑地の清掃などを行う経費で、5プレジャーボート対策事業費は、プレジャーボートの係留施設の管理委託などを行う経費です。

572ページ、説明欄の5行目の6港湾調査費は、高知港の港湾計画の改定に向けた資料作成を行うほか、高知港ほか7港で維持管理計画に基づきます港湾施設の一般定期点検などを行う経費です。

7港湾単独改良費は、高知港の桂浜地区に係留施設を整備するほか、高知港や甲浦港で係船柱の整備などを行います。

8港湾維持修繕費は、高知港ほか9港で泊地などのしゅんせつや物揚げ場の修繕を行います。また、高知港内の船舶の航行の安全を確保するため、航路などの水域施設に漂流するごみなどを回収する海面清掃船の老朽化が著しいことから、清掃船を更新する経費を計上しています。

9港湾整備事業特別会計貸付金は、港湾背後用地や荷役機械の整備にかかった起債を償還するため、一般会計から特別会計に貸し付けを行うものです。

3目港湾建設費の説明欄、1重要港湾改修費は、高知新港の東第二防波堤の整備を、2地方港湾改修費は奈半利港で防波堤を、下田港では航路護岸の整備を行います。

3港湾施設改良費は、須崎港で既存岸壁の耐震補強工事に着手するほか、宿毛湾港ほか3港で岸壁などを保全する工事を行います。

4港湾環境整備事業費は、高知新港で緑地の整備を、5国直轄港湾事業費負担金は重要港湾である高知港、須崎港、宿毛湾港の3港と、避難港であります室津港で国が進めます防波堤の延伸や粘り強い化に係る県の負担金です。

573ページ、中段から海岸事業予算となります。海岸事業については、農林水産省が所管します耕地海岸と漁港海岸、国土交通省が所管する河川海岸と港湾海岸で地震・津波対策や高潮侵食対策を進めていきます。

科目欄の最下段、1目海岸費は、水門や陸こうなどの維持管理や海岸に漂着したごみの処理などに係る経費を計上しています。

主なものについて説明いたします。574ページ、説明欄の最下段の5河川海岸単独海岸保全施設整備費は、室戸市の菜生海岸のほか2海岸で台風などの高波の越波被害を防止するため、越波防止策などの整備を行います。

575ページの説明欄、6港湾海岸管理費は、港湾海岸の水門や陸こうの委託管理と東洋町の甲浦港、香南市の手結港海岸の緑地公園の管理運営委託などを行う経費です。

7港湾海岸単独海岸保全施設整備費は、香南市の手結港海岸で砂浜の安定を図るため消波堤の整備などを行う経費です。

9 海岸維持修繕費は、高知港内の排水機場や水門など17カ所で修繕工事を進めていきます。

10高知港排水施設維持管理費は、浦戸湾内にある堀川、竹島、横浜、十津、江ノ口の5つの排水機場の管理委託を行うものです。

576ページ、3行目の12海岸陸こう等常時閉鎖推進事業費は、津波対策として陸こうをコンクリートや鍵で閉鎖する、陸こうの常時閉鎖を進めます。

次に、2目耕地海岸保全費の説明欄の1耕地海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、宿毛市の大深浦海岸で海岸堤防の耐震補強工事を。577ページの3目漁港海岸保全費の説明欄の1漁港海岸高潮対策事業費は、宇佐漁港海岸の宇佐井尻地区で海岸堤防の耐震補強を行います。

説明欄の4つ下の5市町村管理漁港海岸保全事業費は、安芸市の穴内漁港海岸ほか2海岸で市が実施します高潮侵食対策事業に関する補助金です。

578ページ、4目河川海岸保全費の説明欄の1河川海岸高潮対策事業費は、宿毛市の新田海岸で海岸堤防の耐震補強工事。そのほか、東洋町の野根海岸と香南市の岸本海岸で台風などによる高波対策として離岸堤の整備を進めていきます。

2の河川海岸侵食対策事業費は、室戸市の岩戸海岸で離岸堤の整備を行う経費です。

4つ下の6国直轄河川海岸事業費負担金は、国が進める高知海岸での海岸堤防の耐震補強工事などに係る県の負担金です。

その下の5目港湾海岸保全費の説明欄の1港湾海岸高潮対策事業費は、高知港海岸の潮江地区で浦戸湾の三重防護対策の県施行分を進めるとともに、奈半利港海岸、宿毛湾港海岸の海岸堤防の耐震補強を進めてまいります。

579ページをお願いします。説明欄の3行目の5国直轄港湾海岸事業費負担金は、三重防護事業の国施行分の高知港海岸での耐震工事や設計調査に必要な県の負担金です。これまで説明した海岸事業については、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の3年目で、緊急対策予算の投資効果が十分に発現するために必要な予算を計上しています。具体的には、東洋町の野根海岸の離岸堤の完成や、奈半利港海岸、宿毛湾港海岸の海岸堤防の主要な区間の整備がおおむね完了する予定となっています。

次に、579ページの下段から581ページにかけての災害復旧費は、災害が発生した場合に対応する経費を計上しています。

581ページをお願いします。以上合わせて、港湾・海岸課の令和2年度の一般会計歳出当初予算の合計は前年度より1億4,229万4,000円減り、78億4,186万8,000円となります。

続いて、港湾整備事業特別会計について説明いたします。

資料の844ページ、歳入予算について説明いたします。

科目欄の3行目、1目使用料は、野積場などの港湾用地や荷役機械の使用料収入で、2目財産収入は、上屋などの貸付収入です。

3目諸収入は、港湾用地や港湾荷役機械を整備した際に借り入れた起債を償還するための一般会計からの借入金を計上しています。

次に、歳出予算について説明いたします。次のページ845ページ、科目欄の1目港湾整備事業費の説明欄の下から3行目、2高知新港管理運営費は、特別会計で整備した施設の指定管理に係る経費のほか、高知新港のガントリークレーンやシップローダーなどの点検修繕に要する経費を計上しています。

846ページ、説明欄の最上段の3地方債元利償還金は、埠頭用地や荷役機械の整備にかかった起債の償還金です。

以上、港湾整備事業特別会計の令和2年度の当初予算は歳入・歳出ともに前年度より6億1,662万2,000円減り、5億1,457万3,000円となっています。前年度より減額となった理由は、ガントリークレーンが今年度に完成することによるものです。

以上で、令和2年度当初予算についての説明を終わります。

続いて、令和元年度と一般会計補正予算について説明いたします。資料の④議案説明書（補正予算）の288ページから289ページは歳入補正予算で、内容は先ほど説明した当初予算と同様ですので説明を省略いたします。

289ページ、最下段に歳入補正予算額の合計を記載しています。国の経済対策補正などにより、合計14億862万2,000円の増額をお願いするものです。

290ページ、歳出補正予算について主なものを説明いたします。

科目欄の最下段の2目港湾費は、特別会計の収入が当初の見込みを上回ったことから、一般会計からの貸付金を減額するものです。

291ページ、3目港湾建設費は、国の経済対策補正に対応するため増額をお願いするものです。主なものとして、説明欄の2地方港湾改修費では、奈半利港で防波堤の延伸工事、3港湾施設改良費では高知港ほか2港で岸壁や物揚げ場などの補修工事を進めます。中段から海岸費になっています。次の292ページ、科目欄の4目河川海岸保全費の説明欄の1河川海岸高潮対策事業費は、香南市の岸本海岸で離岸堤の整備、3の河川海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、南国市の十市前浜海岸で陸こうの開口部対策を進めます。

6の国直轄河川海岸事業費負担金は、国の高知海岸の整備に係る負担金です。

次の5目港湾海岸保全費の説明欄の1港湾海岸高潮対策事業費は、高知港の吸江地区の海岸堤防の耐震補強を進めてまいります。

293ページの15款災害復旧費は、漁港海岸で災害が発生した際に備えて予算を計上していましたが、災害が発生しなかったため減額するものです。

294ページをお願いします。令和元年度の一般会計歳出補正予算は合計で10億4,206万9,000円の増額をお願いしますものです。

次に、繰越明許費について説明いたします。295ページ、繰越明許費については、9月議会、12月議会でも承認いただいておりますが、その後の状況の変化により追加、変更をお願いしますものです。

まず、追加の主な事業について説明いたします。7項港湾費の3目港湾建設費の1行目、重要港湾改修費は、高知港東第二防波堤の延伸工事において、既存構造物の撤去方法の検討に日数を要したことによるものです。

次の地方港湾改修費は、奈半利港の防波堤延伸工事に係る消波ブロックの製作ヤードにおいて他工事との調整に日時を要したことによるものです。

8項海岸費の1目海岸費の3行目、海岸維持修繕費は、浦戸湾内にある十津排水機場のポンプ修繕において、ポンプ本体の一部に損傷が確認されたため修繕に不測の日数を要したことによるものです。

次の3目漁港海岸保全費の市町村管理漁港海岸保全事業費は、安芸市が実施する穴内漁港海岸の人工リーフのブロック製作ヤードの調整に不測の日数を要したことによるものです。

4目河川海岸保全費の最下段の河川海岸災害関連緊急砂防等事業費は、昨年10月の台風19号にて安芸市内の海岸に漂着した流木の処理において、受け入れ施設の処理能力に合わせて搬入時期の調整を行うものです。

296ページ中段にある1項農林施設災害復旧費の耕地海岸保全施設災害復旧事業費は、台風19号の波浪により海岸堤防が被災した室戸市の淀ノ磯海岸において、工事用の進入路のルート選定に不測の日数を要したことによるものです。

以上、繰り越しの追加として合計で9億7,816万円をお願いしますものです。

297ページ、繰越明許費の変更について説明いたします。2行目の7項港湾費、次の8項海岸費とも国の経済対策補正の予算対応により、繰越額の増額をお願いしますものです。9月と12月議会で議決いただいた額と合わせて、40億3,452万9,000円に繰越額の変更をお願いしますものです。

次に、港湾整備事業特別会計の補正予算について説明いたします。資料の403ページ、歳入については、それぞれ収入額の増減が見込まれるため補正をお願いしますものです。

404ページをお願いします。今回の主な減額については、説明欄の3高知新港整備事業費において、3月完成予定の高知新港のガントリークレーンの精算により減額をお願いしますものです。

令和元年度の港湾整備事業特別会計補正予算は、歳入・歳出ともに1億5,332万6,000円

の減額をお願いするものです。

以上で、港湾・海岸課の説明を終わります。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

◎依光委員 海岸の砂浜を維持するために堆積土砂とかを入れたりする場合がありますけど、その予算というのが市町村管理漁港海岸保全事業費で穴内海岸と言われたこれ、入っちゃったんですか。

◎小森港湾・海岸課長 予算的には県単の海岸の維持管理費ですが、575ページの9海岸維持修繕費に、海岸事業としては河川のしゅんせつとか災害等で発生したものを受け入れて、持ってきていただいたものを現地でならず経費をこの費目の中に入れていきます。

◎依光委員 そうすると、この予算は材料費に当たるものが計上されてるわけではなくて、来たものを整理するという予算で入ってるということですか。

◎小森港湾・海岸課長 はい、そうです。

◎依光委員 来年度は特にいろいろなところでしゅんせつの予算もあるので、海岸のほうでこの予算をすごい活用されるのかなと思いますけど、そういう意味でいったらこの予算で大体足りる形なのか。それともう1点、いろいろな海岸でこの事業が行われるのか。聞いた範囲では、安芸の穴内とかしつかやらない感じはしたんですけど、漁協との調整とかもあると思いますが、海のほうにそういうしゅんせつしたものを持っていくのは難しいんじゃないでしょうか。

◎小森港湾・海岸課長 県内の砂浜海岸については、ほとんどが侵食傾向にあります。購入して砂浜をつくっていくと非常に経費もかかるので、河川とかのしゅんせつ土を利用するサンドバイパスということを考えて、河川から発生する、なるべく同じ流域の下側に当たる海岸に持っていき、そこで養浜をしながらやっていこうと考えています。

◎依光委員 そういう意味でいったら、予算的には足りているのかと、水系ごとという話で、現状でいうと、物部川水系ではあっても安芸のほうに持っていっているということですが、持っていく先はなかなか見つかりにくいですかね。

◎小森港湾・海岸課長 まず予算的には、十市前浜ほか2海岸を計上しています。これは、継続的に河川のしゅんせつ土とか今まで受け入れてきたところの予算だけであって、近年河川から大幅にしゅんせつしているものについては、全て河川事業で対応していただいているのが実情です。

それと、入れる場所については、漁協との話もあり、緊急的に災害等が起こった場合は、やむなしでさせていただけるところもあるんですが、なかなかごみが出るとか濁りが出るとかいう問題もありまして、そこら辺は地元との調整が必要になります。

◎土居委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、土木部の議案を終わります。

《報告事項》

◎土居委員長 続いて、土木部から3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈土木政策課〉

◎土居委員長 最初に、職員の懲戒処分について、土木政策課の説明を求めます。

◎坂本参事兼土木政策課長 報告事項を説明させていただく前に、先週、黒岩委員から御質問のありました3か年緊急対策の執行状況について説明いたします。

3か年緊急対策の予算については、1回目が平成30年度補正予算から始まっており、2回目が令和元年度当初予算、3回目が令和2年度当初予算の3カ年となっています。1回目が平成31年2月の補正予算でしたので、2回目の本年度分と実質的に同時期に執行をしています。このため、1回目と2回目を合わせた額でお答えいたします。この2回分を合計した予算額が約200億円となっていて、本年2月末までに約7割が契約済みとなっています。

続いて、3件の報告事項を説明いたします。お手元の土木部報告事項の土木政策課のインデックスの1ページ、1点目、部長が総括説明で説明した職員の懲戒処分について、最初に説明いたします。

処分を受けたのが、土木部出先機関の職員です。処分の事由及び内容としては、対象職員は令和元年度の会計事務等において、委託業務等に係る支払い遅延や会計書類の未作成及び未決裁、契約事務の遅滞、係留施設使用許可書の未送付という事案を生じさせました。

また、当該職員は令和元年9月に、平成29年度及び平成30年度の会計事務における不適切な事務処理により訓諭の措置を受けており、事務処理を適切に行うよう、所内で指導を受けている中での再発となっています。これらのことは県職員として自覚に欠け、県民の県職員に対する信頼を大きく損なうものであり、その責任は極めて重大です。以上のことから、本年2月17日付で、戒告の懲戒処分を受けました。その他、同日付で上司2名が文書注意、管理監督する立場にあった所属長ら3名がそれぞれ文書注意、口頭注意を受けています。なお、県民や県への損害は生じていません。

今回の事案を受けまして、土木部として改めて2月18日に土木部長名で土木部の本課及び出先機関の各所属長に対して、コンプライアンスの徹底及び適切な業務の執行管理を行うよう通知したところです。

また、年度当初に開催する所属長会や担当者会などを通じて、再度コンプライアンスの徹底を図り、県民の皆様の県政に対する信頼回復に努めてまいります。

職員の懲戒処分に関する報告は以上です。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

◎黒岩委員 昨年のこの委員会の中でも、出先機関の課長職2名が戒告処分を受けたという報告があります。先ほど説明のあった方については訓諭とまた戒告と、引き続き起こってるわけで、昨年度も業務上の内容についてコンプライアンスの徹底等々説明もされてるんですけども、またこういう形で起きてるということですが、この1年でどういった形で具体的に職員に対する徹底をしてきたのか、そのあたりどんなふうな形で行われてきたのですか。

◎坂本参事兼土木政策課長 先ほど申しましたように、所属長会ですとか出先機関集めた会の中では徹底してまいりました。それに加えて、本年度に新たに土木部としてこういった会計事務に特化したものではありませんが、コンプライアンスの徹底ということで、チーフ以上の課長、所長まで含めた研修会を開き、各ブロックごとで講師に来ていただいて独自に研修も行ったところです。

◎黒岩委員 平成28年にも排水機場の電気料金を高知市に移管した以降も支払いしていた事例もあります。だから複数でチェックするとか日常的にしっかりとフォローを改めてしていかなければならないと思いますので、業務でいろいろとミスが起こりがちなところをいかに改善していくかの徹底をさらに引き締めていただきお願いしたいと思います。

◎土居委員長 それでは、質疑を終わります。

次に、令和2年度建設工事入札参加資格者についてと、令和2年度入札・契約制度の改正についての2件について、土木政策課の説明と質疑を一括して行いたいと思いますので、御了承願います。

◎坂本参事兼土木政策課長 2ページをお開きください。令和2年度の建設工事入札参加資格者について、取りまとめたので報告いたします。県工事の入札に参加を希望する建設事業者については毎年度、企業の経営状況や施工実績などの審査を行い、これを点数化して、1の表の左上の土木一式から右下の解体まで29の工事区分でランクづけを行っています。土木一式工事では、来年度の入札参加資格者は、左上のR2の計にあるように857社となり、以下、工事区分ごとの事業者数を記載しています。全体の総計は、この表の右下に記載していますが、重複を除く実業者数は、R2年が1,300社で、当年度から19社の減となっています。これは平成28年6月の建設業法の改正により、とび・土工・コンクリートの工事に含まれていた解体工事が新たな区分として追加された際に、経過措置期間として3年間を設けていましたが、昨年5月にその経過措置期間が終了したことにより、もともと解体業を行っていない業者分の申請が減少したものと思われまます。

次に3ページ上の1が来年度の建設工事ランク基準表ですが、この基準については本年度と変更はありません。

続いて、資料の4ページ、3点目の令和2年度の入札・契約制度の改正案について説明いたします。今年度から適用している入札・契約制度の改正時には、平成30年7月豪雨に係る災害復旧や国土強靱化のための3か年緊急対策に伴う事業費の増大に対応し、円滑な事業の執行と不調・不落の低減を目指し、入札参加基準を初め指名競争入札や一般競争入札、あるいは総合評価方式の適用範囲を改正するなど、近年にない大幅な改正を行ったところです。来年度に向けては、今年度の大幅改正の効果も検証しつつ、円滑な事業執行に向けて小規模な改正を考えています。

最初に、1建設事業者の働き方改革に向けた入札期間の延長についてです。現在、競争入札では公告あるいは指名通知を行った後、設計書等に関する質疑を受け付けており、一般競争入札、指名競争入札ともに事業者からの質疑についての回答を行った後の2日間を入札期間としています。この質疑への回答においては、頻度は少ないものの、設計内容の軽微な変更を行う場合があり、建設事業者は設計書の変更内容に応じて、この2日間で入札金額を再計算し入札することになります。この入札期間について、建設業界からもう少し余裕が欲しいといった御意見をいただいたことから、入札期間を2日間から4日間に延長することで事業者の負担を軽減し、働き方改革につなげようとするものです。

次に、2事業量の増大に伴い発生している不調・不落への対応についてです。災害復旧や国土強靱化のための3か年緊急対策による事業量の増大を背景に、被災地域を中心に入札不調件数が特に指名競争入札において多く発生しています。制度上、指名競争入札の場合、原則8社以上指名することとしています。一般競争入札の広く公募による競争入札ではないことから、指名競争入札において1者のみの応札となった入札は現在入札不調として取り扱い、その後、再度の入札を行うなど時間と手間を要しています。特に被災地域においては、事業量の増大により対応する技術者が不足する場合もあり、結果、応札者が1者となる案件が不調・不落件数の約4割を占める状況になっています。こうしたことを受けて、速やかな発注と事務の簡素化につなげるよう、指名する業者数をふやすことによる一定の競争性の担保を前提に、来年度から当面の間、指名競争入札における一者入札を有効な入札として試行的に認めることとし、災害に強い県土づくりに向けた速やかな事業執行を図ります。

次に、3民法の改正に伴う建設工事請負契約書の改正についてです。このたび民法が改正され、令和2年4月1日から施行されることを受け、国の公共工事標準請負契約約款が改正されたことから、本県の建設工事請負契約書についても、この標準請負約款の改正に準じて改正を行おうとするものです。具体的には、「瑕疵」という言葉を「契約不適合」というわかりやすい言葉に変えることや、品質など契約の内容に不適合があった場合に、発注者が受注者に目的物の補修や代替物の引き渡しを請求できる履行の追完請求権や請負代

金の減額請求ができる権利などを定めようとするものです。

最後に、4前年度の取り扱いを継続するものです。独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例などの3点については、これまでの措置を継続するものです。

以上が、令和2年度の入札契約制度の概要ですが、引き続き入札の状況や事業の執行状況などを見ながら建設業界からの御意見もお聞きし、制度の改善に努めてまいります。

説明は以上です。

◎土居委員長 それでは、質疑を行います。

◎黒岩委員 2番の一者入札について当面の間ということですが、当面の間というのはどの程度までの日程を考えていますか。

◎坂本参事兼土木政策課長 特に決めてはいませんが、数年間は実施状況を見ながら検討したいと考えています。

◎黒岩委員 数年間は、二、三年ということですか。

◎坂本参事兼土木政策課長 まずは、それぐらいでやっていきたいと思っています。

◎塚地委員 関連で、今の件で、実績的に一者入札というのは結構あるのですか。

◎坂本参事兼土木政策課長 不調・不落件数のうち、約42%ほどと、多いです。

◎塚地委員 一定の競争性が確保されている前提というのは、どういうことで判断されるのですか。

◎坂本参事兼土木政策課長 先ほど申しました、指名競争入札は原則8社以上ということで、地域によって分母となる業者数も変わっており、そこは一律に幾ら以上とは決めがたいところがあるので、地域によって多少増減するとは思いますが、できるだけ多い業者数を示していこうと考えています。

◎塚地委員 一応、指名はその者数をやるけれども、そのうちの1者だけでも、落札するという形をとることが競争性を担保していることになるってことですか。

◎坂本参事兼土木政策課長 先ほど申しました例えば8社を指名する、ある地域によっては、全て指名するやり方を現在やっているところもあります。できるだけそれに近い形でやりたい、それが競争性を担保すると思っています。例えば、高知地域においてそれをやるとかなり煩雑になるので、そこは難しいかと思っています。

◎塚地委員 地域別で、一定指名の数とかを決めていくという地域ごとで違うシステムになるのですか。

◎坂本参事兼土木政策課長 システムは同じですけど、指名する数が土木事務所によって違ってくることになってきます。

◎土居委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で、土木部を終わります。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎土居委員長 それでは、本来であれば現時点での議案が終了していますので採決となるのですけれども、あした新たな付託がございますので採決は付託内容を確認した後といたします。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。本日、このまま意見書の審査をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎土居委員長 御異議なしと認めます。

《意見書》

◎土居委員長 次に、意見書を議題といたします。意見書案2件が提出されています。

初めに、「新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)」が、公明党、自由民主党、県民の会、日本共産党、一燈立志の会、緑と青の会から提出されていますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎土居委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 全会一致だから。

◎土居委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、「社会資本の整備促進を求める意見書(案)」が自由民主党、県民の会、日本共産党、公明党、一燈立志の会、緑と青の会から提出されていますので、お手元に配付してあります。意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎土居委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 全会一致で。

◎土居委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

お諮りいたします。以上をもって本日の委員会は終了とし、採決についてはあしたに行いたいと思いますが御異議ありませんか。

(異議なし)

◎土居委員長 それでは、あす17日の日程については午後1時から行いますので、よろし

くお願いします。

本日の委員会はこれで閉会します。

(13時49分閉会)